

群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 交付要綱 (介護従事者の確保に関する事業)

(通則)

第1条 群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、群馬県における医療及び介護の総合的な確保のために策定した群馬県地域医療介護総合確保計画（以下「総合確保計画」という。）に基づき、介護従事者の確保を図ることを目的として交付する。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、総合確保計画に基づき、別表1の第4欄に定める者（以下「基金事業者」という。）が実施する同表の第1欄に掲げる事業（以下「基金事業」という。）を交付の対象とする。

2 前項の基金事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 補助金の対象経費は、基金事業の区分ごとに、別表1の第3欄に定める経費（以下「対象経費」という。）とする。

(交付額の算定方法)

第4条 基金事業（介護分野への就職に向けた支援金貸付及び介護ロボット等導入支援事業を除く。）に係る補助金の交付額は、次により算出された額とする。

一 同表の第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、当該事業の総事業費（総事業費が確定していない場合は総事業費の見込額。以下同じ。）から当該事業に対する寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

二 一により選定された額に同表の第5欄に定める補助率を乗じる。

- 三 二により算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 基金事業（介護分野への就職に向けた支援金貸付事業に限る。）に係る補助金の交付額は、次により算出された額とする。なお、本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度に発生した返還金の取扱い、本事業に関する会計に繰り入れるものとする。
- 一 同表の第 3 欄に定める対象経費の実支出額から当該年度の前年度に発生した貸付金の返還金を控除した額の範囲内で知事が必要と認めた額に、同表の第 5 欄に定める補助率を乗じる。
- 二 一により算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 基金事業（介護ロボット等導入支援事業に限る。）に係る補助金の交付額は、次により算出された額とする。
- 一 1 機器又は 1 事業所ごとに、対象経費の実支出額と当該事業の総事業費から当該事業に対する寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表の第 5 欄に定める補助率を乗じる。
- 二 一により算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 三 二により算出された額と別表 4 に定める補助上限額とを比較して、少ない方の額を選定する。

（交付の条件）

第 5 条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 基金事業の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 二 基金事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 三 基金事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 四 基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 五 知事の承認を受けて財産処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 六 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 七 基金事業に係る関係書類の保存については次のとおりとする。
- ア 基金事業者が地方公共団体の場合
- 基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第 1 号を作成する

とともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

イ 基金事業者が地方公共団体以外の場合

基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

八 基金事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

九 基金事業の遂行において第３条第２項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。

２ 知事は、基金事業を行う者が交付決定に付された条件に違反した場合には、この交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部又は一部を県に返還させることができる。

３ この基金事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

４ 基金事業（介護職員初任者研修支援事業のうち受講料補助事業を除く。）の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情がある場合には、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。

５ 基金事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届（別記様式第２号）をあらかじめ提出するものとする。

（申請手続）

第６条 この補助金の交付の申請は、別記様式第３号による交付申請書を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

（基金事業の変更）

第７条 基金事業者は、第５条第１項第１号の規定により基金事業の内容を変更しようとするときは、別記様式第３号の２による変更交付申請書を知事に提出するものとする。

（基金事業の中止又は廃止）

第８条 基金事業者は、第５条第１項第２号の規定により基金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第３号の３による中止（廃止）承認申請書を知事に提出するものとする。

（概算払請求）

第９条 基金事業者は、規則第７条第２項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第４号の概算払請求書を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第 10 条 基金事業の事業実績の報告は、事業完了後 10 日以内（第 5 条第 1 項第 2 号により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 10 日以内）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別記様式第 5 号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 11 条 知事は、前条による実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査及び必要により現地調査を行い、当該審査及び調査により適正であると認めたときは、当該基金事業に係る補助金の額を確定し、通知しなければならない。

2 前項による補助金の額の確定は、第 5 条第 2 項の規定による交付決定の取消しを妨げないものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 知事は、交付すべき補助金の総額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

（仕入控除税額の報告）

第 13 条 基金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別記様式第 6 号により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

（その他）

第 14 条 特別の事情により、第 4 条から前条までに定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 8 月 4 日から施行し、平成 27 年度に開始した事業から適用する。
- 2 「群馬県進路選択学生等支援事業費補助金交付要綱」、「群馬県潜在的有資格者等養成支援事業補助金交付要綱」、「群馬県キャリア形成訪問指導事業補助金交付要綱」及び「群馬県介護就職相談会事業費補助金交付要綱」（以下、「旧 4 要綱」という。）は、平成 27 年 8 月 3 日限り廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧 4 要綱で交付決定された事業については、この要綱により交付決定されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 7 日から施行する。ただし、介護ロボット導入支援事業以外の事業については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 16 日から施行する。ただし、シルバー人材等の介護職員初任者研修受講促進事業及び介護助手養成支援事業以外の事業については、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日から施行日の前日までの日に交付決定された事業については、施行後のこの要綱に基づき交付決定されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 5 月 9 日から施行し、平成 30 年度に開始した事業から適用する。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日から施行日の前日までの日に交付決定された事業については、施行後のこの要綱に基づき交付決定されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 11 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 7 月 16 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 10 月 12 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年９月１２日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年８月３０日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。